

## 行動計画の改訂方針について

## ◆「令和4年3月改訂版」時点での主な変更箇所

No.	該当箇所	変更内容
1	用語の説明	<p>【追加】</p> <p>非常災害、激甚災害、大規模災害、後方支援、災害廃棄物処理支援員制度、災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル</p> <p>【記載内容修正】</p> <p>大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会、災害廃棄物対策指針、ブロック内連携、広域連携チーム</p>
2	第3章	図 3-1-2 を解像度の高い最新の図に差し替え
3	第4章第3節 「災害廃棄物の種類」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図 4-3-1 を解像度の高い図に差し替え</li> <li>・ トピックとして「令和2年7月豪雨の際に国が発出した災害廃棄物対応のための通知」を追記。</li> </ul>
4	第4章第4節 「災害廃棄物処理の基本的な流れと支援」	第5章から移動。
5	第5章第1節2. 「広域連携チームの設置」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域連携チームの基本的な役割を「支援・受援の調整」と明記。</li> <li>・ リモートで調整支援に当たる「後方支援」も可とする。</li> <li>・ ただし、最低1名以上は被災県内に常駐することを基本とする。</li> <li>・ 現地のチームに参加している支援県または支援市の中から、取りまとめ役を選定する。</li> </ul>
6	第5章第1節3. 「ブロック内連携以外の支援について」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同じ役割の支援体制の重複を避けるため、知事会等、別の支援スキームで同様の支援が行われている場合は、そちらへ移行することを明記。</li> <li>・ 災害廃棄物処理支援員制度との混在を避けるため、九州ブロック独自のリストは作成しない。</li> <li>・ トピックとして「災害廃棄物処理支援員制度」について記載。</li> </ul>
7	第5章第3節1. 「ブロック内連携の体制」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域連携チーム設置決定から、参集までの日数の目安を、「1週間」と具体的に明記。</li> <li>・ 図 5-3-1 において、ブロック内連携の範囲を枠囲みで明記。</li> </ul>
8	第5章第3節2. 「ブロック内連携体制の構築と役割」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域連携チームの活動に伴う費用負担について、「災害廃棄物処理支援員制度」の要綱に倣い、原則は支援側負担、必要に応じて被災自治体と協議する旨を記載。</li> <li>・ 広域連携チームが担う役割の表を再整理。</li> <li>・ ブロック内連携のイメージ図を、役割の見直しに伴い再整理。</li> <li>・ トピック「広域連携チームの後方支援について」の内容を追記。</li> <li>・ 関係者別に、広域連携チーム立ち上げ前後での役割を再整理。物的支援については、市町村と産資協のみ、実際に可能と考えられる範</li> </ul>

		<p>困で記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>九州地方整備局の処理支援の内容から、道路啓開と海へ流出した漂流ごみへの対応を削除（前者は各道路管理者、後者は各港湾管理者が主体で行うもので、九州地方整備局特有の支援事項ではないため。）</li> </ul>
9	第5章第4節 「情報の一元化及び共有」	広域連携チームの役割が複雑化しないよう、情報収集はチームの役割に含めない（県が主体）
10	第5章第5節3. 「船舶による運搬」	「令和2年度外海離島災害廃棄物広域処理検討業務報告書」について追記。（検討された課題は別添の資料集4へ追記）
11	資料集	<p>下記を別添の資料として作成 （行動計画本体と切り離し電子データとして構成員のみで共有）</p> <p>資料1：九州ブロック協議会構成員名簿 資料2：各構成員の自治体において災害を想定している資料 資料3：九州ブロック内における主な災害時応援協定等 資料4：広域連携に関する内容、課題、教訓等が記載された参考事例 資料5：九州ブロック内連携を行う場合の災害廃棄物処理に関する体制例（詳細図） 資料6：広域的な連携に係る合同演習・訓練等の事例</p>
12	マニュアル	「ブロック内連携マニュアル（対応フロー及び解説）」を、行動計画資料集の一部ではなく、独立したファイルとして切り離し

◆今後、改訂に向けて協議すべき事項

- ① 広域連携チームの人員の配置について（変更箇所 No. 5 関連）
  - 被災県に支援者が集まるか、支援者を代表する1～2名のみが被災県に行くか。  
（後者の場合、残りの支援者は後方支援）
- ② 広域連携チームがマッチングで取り扱う「情報」の範囲（図上演習におけるご意見）
  - 民間事業者の情報は、チームへ集約するか、民間団体で調整を図るか。
- ③ 広域連携チームの取りまとめ役について（変更箇所 No. 5 関連）
  - 支援県または支援市からチームの取りまとめ役を選定することでいかがか。
- ④ マニュアルに定める各構成員の行動の流れと内容の確認